

## あいさつ

岡山県の北部に位置する津山市は、四方を中国山地と吉備高原にかこまれた中国地方最大の盆地である津山盆地の中心に位置し、古くから山陽と山陰を結ぶ交通の要衝として栄えてきました。現在でも岡山県北部の美作地域の中心的な街として発展をしています。特に、市内には、高等学校が6校存在し、美作地域の中等教育の中心となっています。

その一方で、津山市においても過疎化や少子高齢化によって、地域を支える役割を中心的に担う人たちが減少してきています。そのため市内にある、伝統的な祭り、習俗、町並みや農山村の風景そしてそこにある様々な歴史文化が、滅失や逸散の危機に瀕しているものが多く存在するのが本市の現状です。

このような状況の中、津山市は更なる人口減少と少子高齢化の急速な進展が見込まれる中で、新たな成長に向けた取り組みの必要性から、その一つとして、地域に残る歴史文化を守り継承し、さらにまちづくりに活かすことにより先に述べた地域の課題を解決するために、津山市文化財保存活用地域計画の作成を行いました。

この計画が文化財の保存・活用に関する基本的なアクションプランのみならず、学校教育での活用等津山のまちづくりの推進に寄与することを願ってやみません。

最後になりましたが、本計画の作成にあたり、ご教示・ご指導いただきました文化庁地域文化創生本部をはじめ岡山県教育庁文化財課、津山市文化財保存活用地域計画審議会委員、津山市文化財保護委員会委員、並びにアンケートにご協力いただいた多くの児童生徒や市民の方々に心からお礼申し上げます。

令和2（2020）年3月19日

津山市教育委員会

教育長 有本明彦



## 例 言

- 1 本計画は文化庁の「平成 29 年度文化遺産総合活用推進事業（歴史文化基本構想策定支援事業）」、「平成 30 年度文化遺産総合活用推進事業（地域の文化財の総合的な保存活用に係る基本計画（仮称）等策定支援事業）」および「平成 31 年度地域文化財総合活用推進事業（文化財保存活用地域計画等作成）」国庫補助金を活用して作成したものである。
- 2 本計画の作成期間は平成 29(2017)年 4 月 1 日から令和 2(2020)年 3 月 31 日までである。
- 3 本計画作成に係る業務のうち、第 1 章「02 社会的状況」の執筆および文化財等の基礎調査やアンケートの分析、本書の編集等の作成に係る基礎的な作業の一部を株式会社シーズ総合政策研究所に委託した。
- 4 第 1 章「01 自然について」と第 6 章「06 関連文化財群 2・3」を能美洋介氏（津山市文化財保存活用地域計画審議会委員・岡山理科大学教授）同じく、「06 関連文化財群 11」を小西伸彦氏（前津山市歴史文化基本構想等審議会副会長）に執筆を依頼した。
- 5 巻末に今回把握した津山市の未指定文化財等のリストを掲載している。これについては、今後も未指定文化財の把握調査を進めていく計画であり、それに伴いこれらの資源が増加することを想定した暫定的なものであることをご理解いただきたい。
- 6 本計画の作成にあたり、多くの関係者や関係機関、そして市民の皆様から多大なるご協力をいただいた。ここに記して心からお礼申し上げます。

# 目次

---

## 序章 津山市文化財保存活用地域計画

01 計画作成の背景と目的	1
(1) 計画作成の背景	1
(2) 地域社会の再生を旨として	1
(3) 計画作成により期待される効果	2
02 計画期間(令和2(2020)年度から令和7(2025)年度まで)	3

## 第1章 津山市の概要

01 自然について	4
(1) 位置	4
(2) 地形	4
(3) 地質	6
(4) 気象	10
(5) 動植物	12
(6) 自然と共生してきた津山市	13
02 社会的状況	14
(1) 人口動態	14
(2) 産業	15
(3) 土地利用	18
(4) 交通	19
03 歴史的背景	20
(1) 先史	20
コラム 美作は吉備の国か?	23
(2) 古代	23
コラム 古代官道と高速道路	24

---

(3) 中世 .....	24
(4) 近世 .....	25
コラム 津山藩の範囲 .....	27
(5) 近代以降 .....	28
04 地域区分 .....	30

## 第2章 津山市の文化財の概要

01 本地域計画における文化財の考え方 .....	32
02 津山遺産 .....	33
03 指定・選定・登録文化財と未指定文化財 .....	34
(1) 文化財の概要と特徴 .....	34
(2) 指定・選定・登録文化財の現状と課題 .....	41
(3) 指定・選定・登録文化財の所在する地域的な状況と課題 .....	43
(4) 指定・選定・登録文化財の時代別の状況 .....	45
(5) 未指定文化財の現状と課題 .....	45

## 第3章 津山市の歴史文化の特徴

01 自然とともに生きる .....	49
02 悠久の歴史と文化のふるさと .....	50
03 歴史と文化の交差点 .....	51
04 江戸の面影を残す津山城下町 .....	51
05 今に伝わる津山の近代化 .....	52

## 第4章 文化財の保存活用に関する課題の整理

01 文化財の把握 .....	54
-----------------	----

---

(1) 文献調査	54
(2) 地域住民グループによる調査	54
(3) 現地調査	54
(4) 小・中学校アンケート	54
02 文化財に関する基礎資料	54
(1) 自治体史	54
(2) 国・岡山県・津山市作成の文化財調査報告書	55
(3) 埋蔵文化財調査報告書	55
(4) 博物館等の発行書籍	55
(5) 所有者による文化財修理報告書	55
(6) 地域誌・記念誌等	56
(7) 地域住民グループによる調査	56
(8) 現地調査	56
(9) 小・中学校アンケート	56
03 地域計画の位置づけ	56
(1) 行政上の位置づけ	56
(2) 主な関連する行政計画	57
04 文化財の保存・活用に関する課題	62

## 第5章 文化財の保存活用に関する方針

(1) 文化財の調査研究	64
(2) 文化財の保存	64
(3) 文化財の活用	65
(4) 住民や民間団体等と協働	66
(5) 資金面での対応	66

---

## 第6章 関連文化財群に関する事項

(1) 関連文化財群の定義	67
(2) 関連文化財群設定の意義	67
(3) 関連文化財群設定の考え方	67
(4) 関連文化財群の保存活用に関する方針	67
(5) 関連文化財群一覧	68
(6) 関連文化財群	69
日本三大局地風 江戸風	69
城とまちを支えた津山石	73
中国山地の製鉄所 鉄の遺構群	79
地域のよりどころ むらのまつり	85
法然ゆかりの立石家	89
ここが違う中山造(神社建築の世界)	93
航路ネットワーク 吉井川と高瀬舟	99
おいしい津山の食文化	105
城下町を守る社寺	110
城下町の活気がよみがえるまつり	120
コラム 高野神社の津山まつりへの参加	122
山陰と山陽をむすぶ鉄道の夢 ～津山の鉄道文化財が語る人と歴史のドラマ～	124
日本の近代化を支えた津山の洋学	141

## 第7章 文化財保存活用区域に関する事項

(1) 文化財保存活用区域の定義	150
(2) 文化財保存活用区域設定の意義	150
(3) 文化財保存活用区域設定の考え方	150

---

(4) 文化財保存活用区域の名称	150
(5) 文化財保存活用区域の概要	150
(6) 文化財保存活用区域の保存活用に関する方針	151
(7) 構成文化財一覧	152

## 第8章 文化財の保存・活用の推進体制

01 文化財の保存・活用の体制	154
02 保存・活用を推進するための体制整備の方針	159
(1) 既存組織の機能強化	159
(2) 文化財を次世代に継承するための組織づくり	160
(3) 新たな制度の導入	160

## 第9章 文化財の保存・活用に関する措置

01 保存・活用に向けた措置	162
(1) 文化財の調査研究	162
(2) 文化財の保存	162
(3) 文化財の活用	163
(4) 住民や民間団体との協働	165
(5) 資金面での対応	165
02 具体的な事業展開	165
03 措置の進捗管理と事業評価の方法	165

## 資料編

# 序章 津山市文化財保存活用地域計画

## 01 計画作成の背景と目的

### (1) 計画作成の背景

これまで文化財は、文化財保護法のもと、有形・無形の文化財の指定や保護措置等が体系的に講じられ、文化財の所有者や保存団体、地域住民の尽力により文化財保護の成果が挙げられてきた。

一方で近年、津山市では山間部の集落のみならず、市街地においても過疎化や少子高齢化が進行しており、それに伴って、津山市に存在する様々な文化財を取り巻く環境が大きく変化してきている。特に未指定のものを含む文化財は、散逸・消滅の危機にあるものが相当数存在するものと考えられるが、その実態の把握も十分でない等、従来の文化財保護制度では対処できない課題が顕在化してきている。

加えて、例えば平成 21 (2009) 年に作成した、「津山市歴史的風致維持向上計画」のように、都市計画をはじめとした建設部局が積極的に文化財を活かした都市整備を提案している一方で、文化財部局は従来の保護政策を越えた新たな展開を提案できずにいた。

こうしたなか、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしながら地域住民とともにその継承を図るため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進を図ること等を趣旨とする文化財保護法の改正が行われた(平成 31 (2019) 年 4 月 1 日施行)。

このような文化財を取りまく社会状況の変化、津山市における文化財保護行政の現状および国における取り組みが進められるなか、津山市においても、文化財の保存・活用に関して津山市が目指す将来的なビジョンや具体的な事業等の実施計画を定め、継続性・一貫性のある文化財の保存・活用を実現するために、文化財保存活用地域計画(以下、地域計画という。)を作成することとした。

### (2) 地域社会の再生を目ざして

文化財は地域に根差したものであり、地域が持続しないかぎり文化財は守ることができない。そこで、地域計画の作成の目的を

- ①今日の津山市を支えた先人たちが守り伝えてきた文化財の再評価
- ②再評価した文化財を保存活用しながら新しいまちづくりを進めることで、地域社会の再生を目指すこと

とする。あわせて、この計画により津山市の文化財行政の方向性を対外的に明示することで、

より充実した文化財の保存と活用の推進を目指す。

これを実現するために、主に次の内容について検討し、それに対する措置を記載していくこととする。

- ①市内に所在する文化財を総合的に把握し、その保存と活用について市が目指す目標や具体的な取り組み内容
- ②文化財を確実に保存・継承するための人材育成について
- ③文化財の保存・活用を通して地域の魅力を引き出し、地域振興につなげていくために、関連文化財群や文化財保存活用区域を設定し、それらを保存・活用するための措置について
- ④文化財の保存と活用に必要な所有者や地域の様々な関係者の自立した保存・活用の取り組み並びに、彼らと行政とが協働して取り組む事業について

### (3) 計画作成により期待される効果

地域計画作成により、下記の項目について効果を期待している。

- ①文化財調査の促進に伴う、文化財の保存および継承と活用の推進
- ②新たな制度や技術の導入に伴う、文化財の保存および継承と活用の推進
- ③防犯・防災対策、災害等発生時の対応の明確化と体制整備の構築
- ④教育現場や地域における、文化財に関する情報発信、普及啓発、人材育成に関する取り組みの充実
- ⑤外国からの来訪者へ対応やユニバーサルデザインの導入等誰もが文化財に親しむことができる環境整備
- ⑥ユニークベニュー<sup>(1)</sup>等文化財に親しむ場を提供することでの文化財の活用の促進
- ⑦関連文化財群や文化財保存活用区域を活かした観光の促進とそれに伴う地域振興
- ⑧文化財保存活用支援団体等民間や地域住民と連携した取り組みの充実とその体制の構築
- ⑨資金面で文化財の保存と活用を後押しする仕組みの構築

---

(1) ヨーロッパで生まれた考え方で、歴史的建造物・神社仏閣・城跡・美術館・博物館等の独特な雰囲気を持つ会場で、会議・レセプション・イベント等を実施することにより、特別感や地域特性を演出することを目的としている。

このような目的で、本来の用途とは異なるニーズに応じて特別に貸し出される会場を「ユニークベニュー」と呼んでいる。(文化庁地域文化創生本部「文化財を活用したユニークベニューハンドブック」2019より)

## 02 計画期間（令和2（2020）年度から令和7（2025）年度まで）

津山市第5次総合計画の終期に合わせ最初の期間を令和2（2020）年度から令和7（2025）年度の6年間とする。以降は、次期総合計画の期間と合わせ10年とする。ただし、急激な社会状況等の変化に対応する必要がある場合は、計画の見直しを行うこととする。